

有害図書類関係規定一覧

○ 図書類の定義

・北海道青少年健全育成条例

(定義)

第14条

- (5) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。

○ 有害図書の認定基準

・北海道青少年健全育成条例

(有害図書類の指定及び販売等の禁止等)

第16条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの3分の1以上を占めるもの
- (2) 録画テープ又は録画盤であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの若しくは合わせて5分を超えるもの又は録画テープ若しくは録画盤の製作若しくは販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの

・北海道青少年健全育成条例施行規則

(指定基準等)

第1条 知事は、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号。以下「条例」という。）第15条第1項、第16条第1項第3号、第19条第1項第4号、第20条第1項又は第22条第1項第3号の規定により、有害興行（条例第15条第1項の規定による指定により、青少年に観覧させることを禁止された興行をいう。以下同じ。）、有害図書類、有害がん具類、有害刃物又は有害広告物（以下「有害興行等」という。）として指定をしようとするときは、別に定める認定基準により行うものとする。

2 条例第16条第1項第1号及び第2号並びに第22条第1項第1号に規定する規則で定める写真又は図画及び場面は、次に掲げるものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面
 - ア 陰部を誇示した姿態
 - イ 自慰の姿態

ウ 排泄（せつ）の姿態

エ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面

ア 男女間の性交又は性交を連想させる行為

イ 強姦（かん）、輪姦（かん）その他の陵辱行為

ウ 男女間の愛撫（ぶ）の行為

エ 同性間の愛撫（ぶ）の行為

オ 変態性欲に基づく性行為

・北海道青少年健全育成条例による有害興行等の禁止指定等に関する認定基準

1 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号。以下「条例」という。）第15条、第16条及び第22条に規定する「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがある」と知事が認める基準は、次のとおりとする。

(1) 「著しく粗暴性を助長するもの」

ア 殺人、強盗、放火、傷害、暴行、脅迫、恐喝等の行為を肯定し、又は賛美するような表現をし、又は描写しているもの

イ 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの

ウ 殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為を模倣可能なように詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの

エ その他表現、描写等がアからウまでと同程度に粗暴性を助長するもの

(2) 「著しく性的感情を刺激するもの」

ア 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、又は描写して著しく性的しゅうち心を害するもの

イ 性的行為を露骨に表現し、若しくは描写し、又は容易に連想させるもの

ウ 性的行為に至るまでの方法、過程等を過度に表現し、又は描写しているもの

エ その他表現、描写等がアからウまでと同程度に性的感情を刺激するもの

(3) 「著しく道義心を傷つけるもの」

ア 麻薬、覚せい剤等の乱用を誘発するような行為を表現し、又は描写しているもの

イ 自殺、人身売買等を肯定し、生命、身体又は人格のき損を示唆し、又は助長するおそれのあるもの

ウ その他表現、描写等がア及びイと同程度に道義心を傷つけるもの

・北海道青少年健全育成条例施行規則第1条第2項に

定める写真又は図画及び場面の内容に該当する例

北海道青少年健全育成条例施行規則（昭和30年北海道規則第28号）第1条第2項に定める写真又は図画及び場面の内容に該当する例は、おおむね次のようなものである。

1 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面

(1) 陰部を誇示した姿態

ア 下着を着けていない場合又は透けて見える下着を着けている場合

- (ア) 陰部が露出している姿態
- (イ) 陰毛又はその剃り跡が見える姿態（覆い、ぼかし又は塗りつぶしがあっても、陰毛又はその剃り跡の一部が見える状態及び陰部を誇示するように、陰部を覆い、ぼかし又は塗りつぶしをしている状態を含む。）
- (ウ) 陰部を直接愛撫し、又は陰部に物体（指、器具等）を押し付け、若しくは差し込むことにより陰部を誇示している姿態
- イ 下着を着けている場合
 - (ア) 下着が肌に密着していることにより、陰部の形状を誇示している姿態
 - (イ) 下着の上又は下からの愛撫により、陰部を誇示している姿態
 - (ウ) 大腿部を開いて陰部を誇示している姿態
- (2) 自慰の姿態

陰部、臀部、大腿部又は乳房を露出し、その表情などから自慰をしていることを表現している姿態
- (3) 排泄の姿態
- (4) 緊縛の姿態

陰部、臀部、大腿部又は乳房に縄等が食い込んでいる姿態
- 2 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図面又は描写した場面
 - (1) 男女間の性交又は性交を連想させる行為

男女間の性交又は男女の体位、表情などから性交を表現している行為
 - (2) 強姦、輪姦その他の陵辱行為
 - (3) 男女間の愛撫の行為

男女間において陰部、臀部、大腿部又は乳房を愛撫している行為
 - (4) 同性間の愛撫の行為

同性間において陰部、臀部、大腿部又は乳房を愛撫している行為
 - (5) 変態性欲に基づく性行為

サディズム、マゾヒズム等の異常性愛を表現している行為

○ 規制内容

・北海道青少年健全育成条例

(有害図書類の指定及び販売等の禁止等)

第16条

- 1 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換してはならない。

(有害図書類の陳列の方法等)

第18条 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類について、規則で定めるところにより他の図書類と区分し、及び青少年による購入、借受け等を禁止する旨を表示しなければならない。

- 2 知事は、図書類の取扱いを業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。